

NPO裁判の今後は

控訴はしない



議員 坂本 正
(新 生 会)

問 事業費を業務上横領した罪に問われたNPO法人代表理事岡田栄悟の裁判の今後についての考えは。

佐藤町長 NPO法人大雪りばあねつとについて、25年5月22日付で盛岡地方裁判所に対し、訴えの提起をした損害賠償請求事件は、31年2月22日に第1審の判決が言い渡された。判決の内容は、町の主張を全て認めるものではなかったが、損害賠償額の実質上の返還が見込めないこと、また、これ以上の裁判の長期化を回避するため、控訴はしないこととした。仮に、相手方が控訴した場合には、引き続き町の弁護士とともに対応していきたいと考える。



周辺整備が必要な船越公園

鯨と海の科学館周辺の開発は

施設の充実について検討する

問 鯨と海の科学館が再開館してから時間がたつが、周辺の姿が見えてこない。東屋などを建設して一体的な観光の推進を図るべきと考えるが。

町長 鯨と海の科学館周辺は、船越公園、浦の浜海水浴場、カキ小屋などの施設を一体的に活用することで、魅力的な観光レクリエーション拠点と

し、観光客の誘致を図っていきたくと考えている。公園内の施設について、現在、東屋2棟、公衆トイレ1棟および各種施設を整備しているが、住民や観光客の皆さまに気持ちよく利用してもらえるよう施設の適切な管理を行うとともに、東屋の建設など施設の充実についても検討を進める。

鯨と海の科学館指定管理は

指定管理を進める

問 鯨と海の科学館については、現在観光協会に委託して事業を進めているが、震災前の計画どおり観光協会に指定管理すべきと考えるが。

佐々木教育長 鯨と海の科学館については、再開館して以降の入館者数、収支など運営状況の推移を見ているところであり、指定管理の実施に向け進めていく。



指定管理が望まれる鯨と海の科学館

その他の質問

◆山田プライドの現状は